

再犯防止の現状について

令和8年度九州厚生局地域共生セミナー

法務省九州矯正管区更生支援企画課

▶ 本日はお話しすること

1

「再犯防止」を取り巻く状況

2

矯正施設での取組紹介

3

その他、地域等と連携した取組

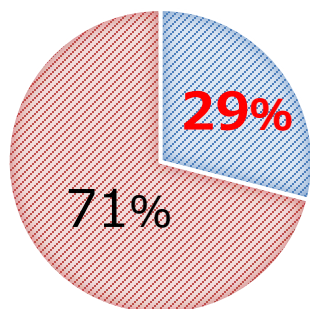
▶ 「再犯防止」を取り巻く状況

なぜ「再犯防止」が必要なのか？

▶ 「再犯防止」を取り巻く状況

約3割の再犯者によって約6割の犯罪が行われている(H19犯罪白書)

■ 再犯者 ■ 初犯者

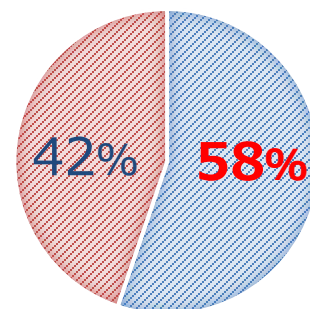


犯罪者数

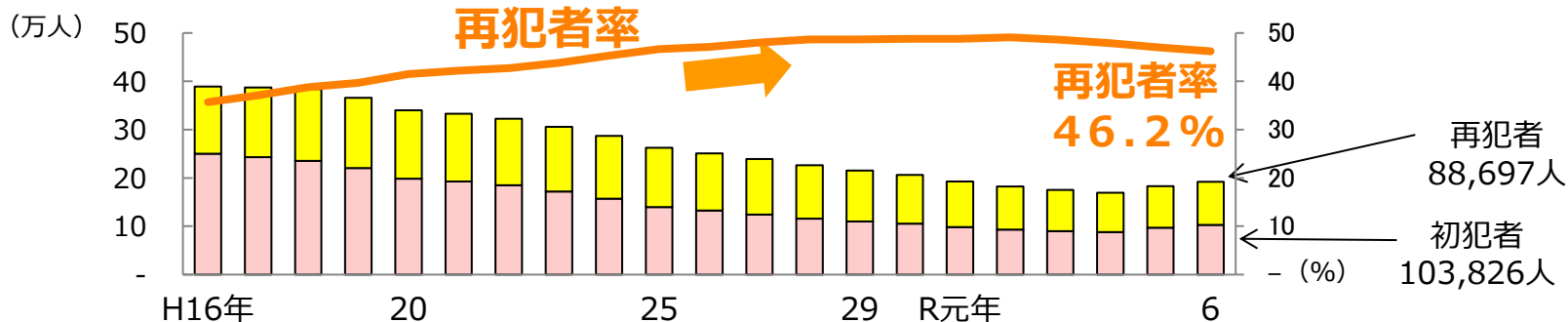


事件数

■ 再犯者 ■ 初犯者



刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移 出典: 令和7年版犯罪白書



再犯者率(※) は高止まり傾向

※検挙人員に占める再犯者の割合

市民が安全・安心に暮らせる地域社会を構築する上で、
犯罪や非行をした人の再犯を防止する必要

▶ 再犯者率が高い現状

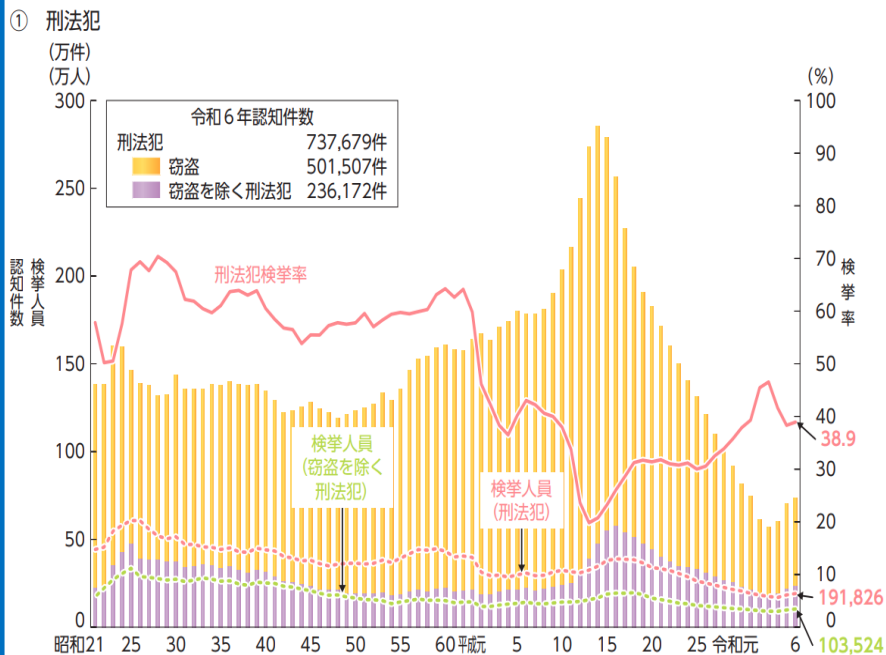
刑法犯認知件数

令和6年の刑法犯認知件数は

約73万8千件

平成14年から令和3年まで連続して減少
令和4年からは3年連続して増加

(昭和21年～令和6年)

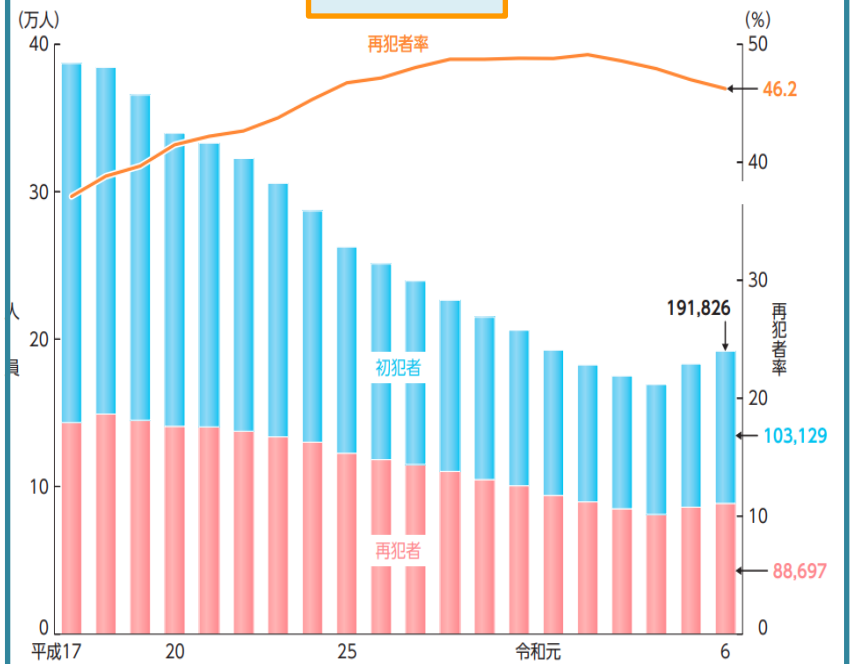


刑法犯検挙人員に占める再犯者率

刑法犯検挙人員の 約半数が再犯者

46.2%

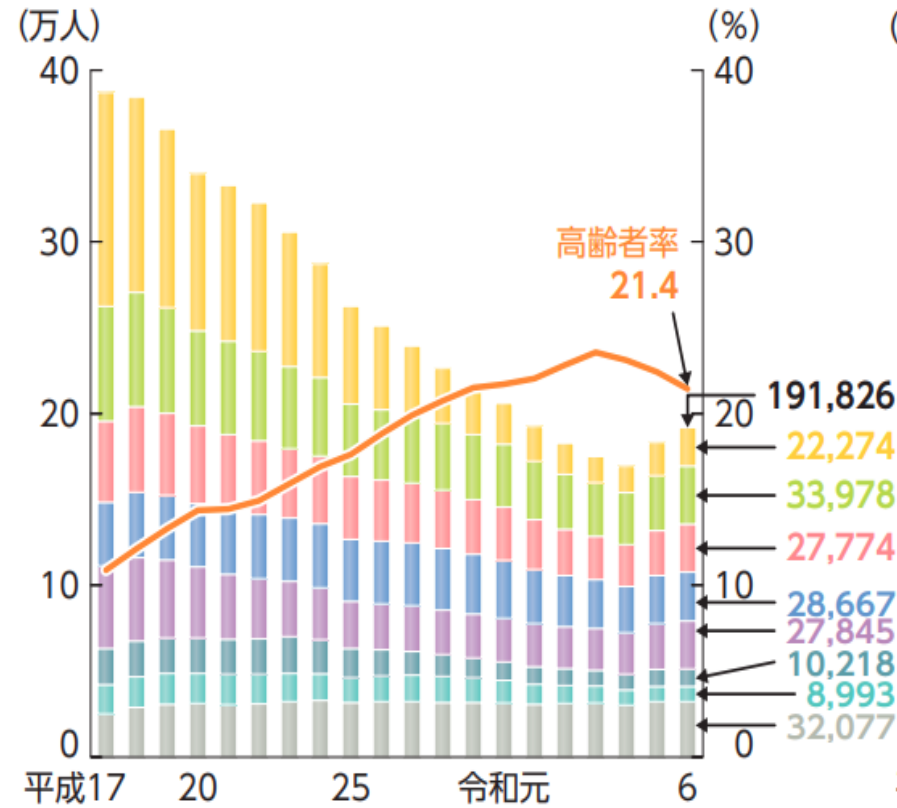
(平成17年～令和6年)



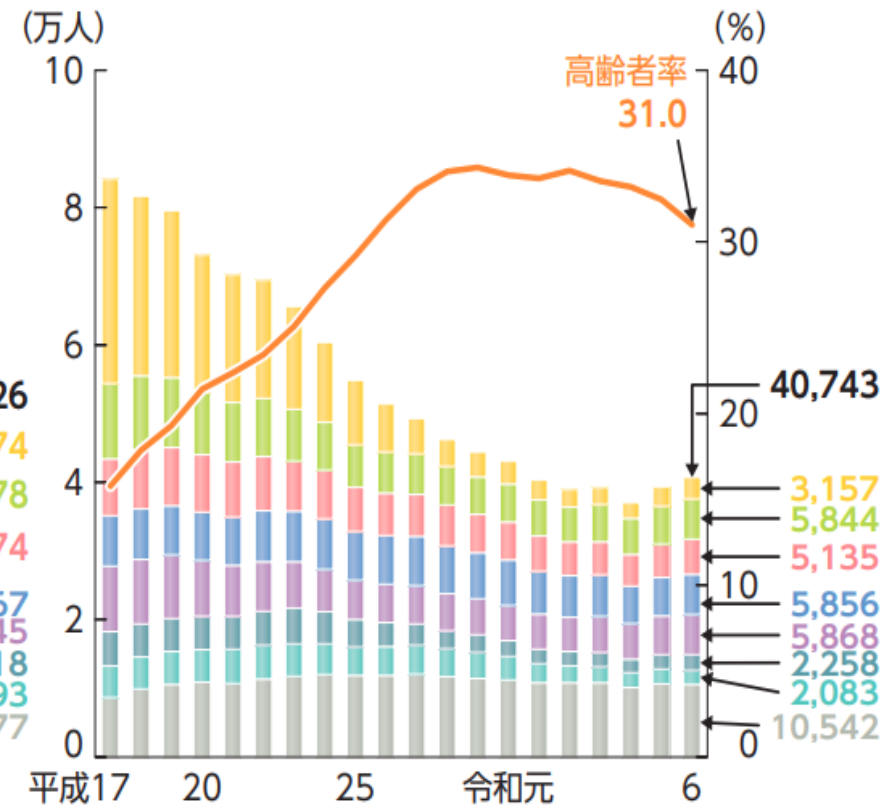
▶ 刑法犯検挙人員中の高齢者率の推移

(平成17年～令和6年)

① 総数
(万人)



② 女性
(万人)



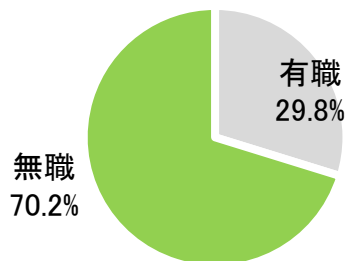
注 1 警察庁の統計による。
2 犯行時の年齢による。
3 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

犯罪・非行に陥る背景～「生きづらさ」という問題～

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱え、立ち直ることが難しくなっている人がいます。

仕事や住居がない

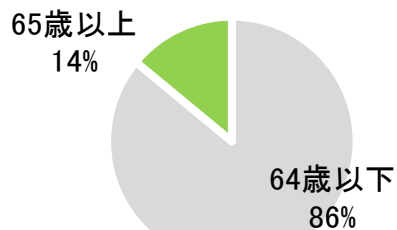
約 7 割が犯罪時無職



新受刑者の犯罪時就労状況
(不詳を除く)

高齢である・
障害がある

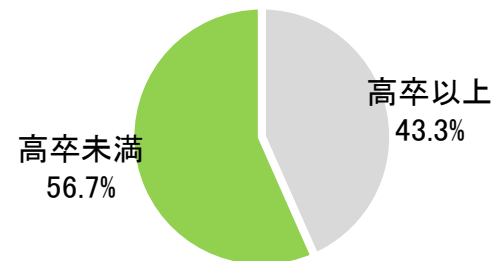
1 割以上が高齢者



新受刑者の年齢

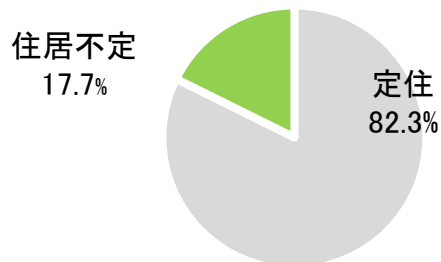
教育程度が
比較的低い

約 6 割が高卒未満



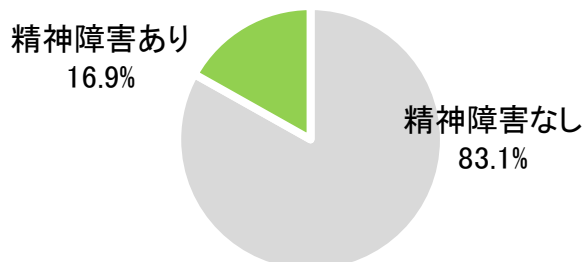
新受刑者の教育程度
(不詳を除く)

約 2 割が
犯罪時住居不定



新受刑者の犯罪時居住状況
(不詳及び来日外国人を除く)

1 割以上が
精神障害あり



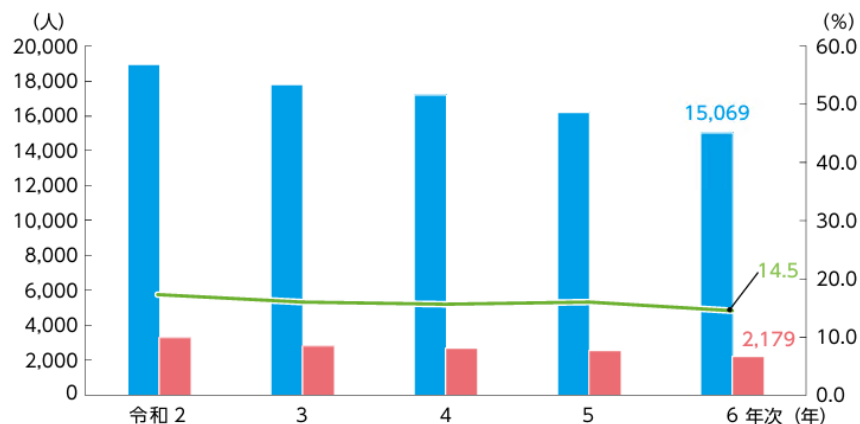
新受刑者の精神診断
(不詳を除く)



(令和5年矯正統計年報)

➤ 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合等について

刑務所出所時に 帰住先がない者の数及びその割合



令和 6 年の出所時に帰住先がない者の割合は

14.5%

その中でも満期釈放者については

39.7% が帰住先がない。
(2179人/ 5480人)

出所受刑者の 2年以内再入者数及び再入率

年次 (出所年)	出所 受刑者数	うち満期 釈放等 出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者	2年以内 再入者数	うち満期釈放等 出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者
26	24,651	10,726	13,925	4,569 (18.5)	2,928 (27.3)	1,641 (11.8)
27	23,523	9,953	13,570	4,225 (18.0)	2,709 (27.2)	1,516 (11.2)
28	22,909	9,649	13,260	3,971 (17.3)	2,470 (25.6)	1,501 (11.3)
29	21,998	9,238	12,760	3,712 (16.9)	2,348 (25.4)	1,364 (10.7)
30	21,032	8,733	12,299	3,396 (16.1)	2,114 (24.2)	1,282 (10.4)
令和元年	19,953	8,313	11,640	3,125 (15.7)	1,936 (23.3)	1,189 (10.2)
2	18,923	7,728	11,195	2,863 (15.1)	1,749 (22.6)	1,114 (10.0)
3	17,793	6,963	10,830	2,515 (14.1)	1,504 (21.6)	1,011 (9.3)
4	17,116	6,480	10,636	2,218 (13.0)	1,306 (20.2)	912 (8.6)
5	16,202	5,991	10,211	2,228 (13.8)	1,249 (20.8)	979 (9.6)

令和 5 年次 満期釈放者 のうち
2年以内再入率は

20.8%

令和 5 年次 仮釈放者 のうち
2年以内再入率は

9.6%

再犯防止推進法制定以降の国の取組

- ▶平成28年「**再犯の防止等の推進に関する法律**」施行
- ▶平成29年「**第一次再犯防止推進計画**」閣議決定（平成30年度～令和4年度）
- ▶令和5年「**第二次再犯防止推進計画**」閣議決定（令和5年度～令和9年度）

7つの重点課題

①就労・住居の確保

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

③学校等と連携した修学支援

④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施

⑤民間協力者の活動の促進

⑥地域による包摂の推進

⑦再犯防止に向けた基盤の整備

7つの重点課題のもと、96の具体的施策に取り組み、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

住宅セーフティネット制度においては、**矯正施設退所者も住宅確保要配慮者**



▶ 矯正施設での取組紹介

矯正施設の処遇等

拘禁刑創設の趣旨

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）



刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和7年5月31日まで）	改正後（令和7年6月1日から）
○刑法 （懲役） 第12条（略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して<u>所定の作業を行わせる</u>。 （禁錮） 第13条（略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	○刑法 （拘禁刑） 第12条（略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、<u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u>。 第13条 削除

懲役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

拘禁刑下の処遇

入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開

入所

処遇調査の充実

- 心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種の職員が関与し、複層的な視点で調査
- アセスメントツールを改訂
- 少年鑑別所の鑑別機能も活用

→ 特性を把握するためのアセスメント機能を強化

矯正処遇課程(24課程)の新設

- 特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するため、基本的な処遇類型(矯正処遇課程)を新設
- 各刑事施設において、矯正処遇課程ごとに処遇内容や配慮すべき事項を規定して処遇

→ 特性を理解した上で、必要な者に必要な処遇を実施

矯正処遇の充実

作業

内容や方法の充実を図り、
受刑者の特性に応じて
必要なものを組み合わせて実施

改善指導

教科指導

社会復帰支援の充実

就労支援

福祉的支援

入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、
住居・就業先・福祉サービスの確保など
釈放後の社会生活を見据えた支援を実施

受刑者自身が処遇の必要性を理解し、
自主的・意欲的に取り組めるよう
動機付けのための働き掛けを強化

出所

▶ 高齢・障害を有する受刑者の処遇

職員体制の充実等

○ 福祉職（社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者）を配置

～平成21年度から、全国的に配置（非常勤）

～平成26年度からは、一部の施設に常勤職員を配置（福祉専門官）

資 2-26-1 刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移

区分	矯正施設の別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社会福祉士	刑事施設	68	67	67	67
	少年院	22	21	25	25
精神保健福祉士	刑事施設	8	8	8	8
	少年院	2	2	2	2
福祉専門官	刑事施設	58	57	58	59
	少年院	9	10	12	12



地域社会とともに
関われた矯正へ

刑事施設における一般改善指導

社会復帰準備指導プログラム

■ 指導の目標

高齢・障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に対し

① 基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること。

② 出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせること。

● 対象者

① 特別調整等の福祉的支援の対象とすることが必要と認められる者（現に福祉的支援の対象となっている者を含む）

② その他本プログラムを受講させることにより、改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者

● 指導者

刑事施設職員（刑務官、法務教官、社会福祉士等）、関係機関・団体職員

● 指導方法

グループワーク、ロールプレイング、視聴覚教材、講話 等

● 実施頻度等

1 単元 60 分 全 18 単元 標準実施期間：4～6 か月

カリキュラム

単元	単元項目	概要
1	オリエンテーション	プログラムの目的と意義を理解させ、動機付けを図る。
2	基本的動作能力・体力の維持及び向上（生活動作のトレーニング）	体力・健康の維持が社会生活を送る上で重要であることを理解させ、歩行などに必要な体力等の維持及び向上を図る。
3	基本的思考力の維持及び向上（考える力のトレーニング）	物事を考えることが老化防止につながることを理解させ、日常生活で必要となる基本的な思考力等の維持等を図る。
4	基本的健康管理能力の習得①（身体面の健康管理について）	健康管理の必要性を理解させ、自己管理の方法、病気になった場合の病院のかかり方を学ばせる。
5	同②（心の健康）	心の健康について理解させ、健康を維持する方法を学ばせる。
6	基本的な生活能力の習得①、②（対人スキル等）	地域社会の一員として、良好な対人関係を維持することが再犯防止につながることを理解させ、対人関係スキル・会話スキルを学ばせる。
7	基本的な生活能力の習得③（金銭管理を考える）	これまでの金銭の使い方などを振り返り、自分の金銭管理の問題性を認識させ、適切な金銭管理について理解させる。
8	社会復帰後に健康で安定した生活を送るために社会福祉サービスが利用できること又は住居確保等の必要性を理解させる。	社会復帰後に健康で安定した生活を送るために社会福祉サービスが利用できること又は住居確保等の必要性を理解させる。
9	同②（就労支援と年金）	就労の確保の方法を理解させるとともに、老齢年金等の基本的な内容を理解させる。
10	同③（各種福祉制度）	健康保険及び障害者福祉、高齢者福祉、介護保険と出所後に想定される困難場面における具体的な対処方法について学ばせる。
11	同④（生活保護）	生活保護制度の仕組み、受給資格や申請の仕方等について理解させ、社会福祉に対する関心を喚起し、関係窓口の利用の仕方について学ばせる。
12	同⑤（特別調整と地域生活定着支援センター）	特別調整と地域生活定着支援センターの設置目的、業務内容等について理解させる。
13-1	同⑥（更生緊急保護）	更生緊急保護について理解させ、社会復帰後の生活について考えさせる。
13-2	同⑦（まとめ）	出所後に直面することが予想される危機場面について考えさせる。出所後利用できる福祉制度や相談の仕方等の確認を行う。
14	再犯防止のための自己管理スキルの習得①（規範遵守）	社会生活においてルールや約束事を遵守する構えを身に付けさせる。
15	同②（安定した生活への動機付け）	安定した生活を送るための具体的な方法を考えさせる。
16	同③（危機場面への対応）	再犯しないために、適切な問題解決の方法を考えさせる。出所後の危機場面を予想させ、適切な対処法を具体化させる。
17	同④（本プログラムのまとめ）	本指導を振り返らせ、受講者が抱えている不安や悩みを整理させ、円滑な社会復帰のための方法を具体的に考えさせる。

出典：法務省資料による。

▶ その他、地域等と連携した取組

自治体と矯正施設が連携した取組

法務省矯正局

全国42庁の刑事施設、医療用ガウン生産へ 新型コロナウイルス感染防止プロジェクト
(厚生労働省×法務省矯正局(全国42庁の刑事施設))

「医療用ガウンよ、医療の最前線にいち早く届け！」

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大でニーズがひっ迫した医療用ガウン(約136万着)を刑事施設42庁において「社会貢献作業」として製作し、各都道府県に納めました。

■ 職員と受刑者のおもい

医療従事者の方々がいち早く安心して使用できるように、各施設の作業専門官や担当職員などが受刑者を入念に指導しながら、受刑者それぞれが裁断から縫製まで心をこめて作業しました。従事している受刑者の多くは、受刑中で家族や社会に何もできないもどかしさを感じていた中、この取組を通じて社会に貢献でき、改善更生に役立つものになったのではないかと思います。



大分刑務所

豊後大野市・大分市ふるさと納税の返礼品
(豊後大野市・大分市×大分刑務所)

「1本1本手作業で細部まで、ていねいな仕上がり」



全国の刑事施設の中で唯一ガラス製品を製作。このガラスペンは豊後大野市と大分市のふるさと納税の返礼品にも採用されています。受刑者の技術力と創作力により、繊細で美しい製品に仕上げられ、1本1本手作業なため同じ柄が1つとしないことから贈りものとして喜ばれています。ガラスペンの製作は、熟練した技術が必要のため長期受刑者の処遇に向いており、その過程で集中力や忍耐力が培われ、目の前の困難から逃げださず最後まで取り組む姿勢の習得につながります。社会復帰後、この技術を生かして工芸の道に進んだ人もいます。

沖縄女子学園

3Re-Smile (スリースマイル) プロジェクト
(沖縄県×沖縄女子学園)

沖縄県では、捨て犬・捨て猫の殺処分ゼロを目指し『成犬譲渡促進事業』を実施。福祉施設などの子どもたちが、捨て犬に対し家庭犬としてのトレーニングを行い、新たな飼い主へ譲渡する取組です。当学園では、在院者の改善更生と対象犬も地域の皆様もみんな笑顔に！と、願って『3Re-Smile (スリースマイル) プロジェクト』と名付け、この取組に参加しています。

■ プロジェクト内容

約3か月間、専属トレーナーの指導で在院者が対象犬を訓練する通所型トレーニングと、在院者と対象犬が寮舎で共同生活するショートステイ型プログラムを展開。同時に、在院者全員で協力し〈飼い主募集〉や〈捨て犬、捨て猫防止〉を呼び掛けるポスターの作成などを行います。





- ・ **発足**

令和元年 4 月 1 日

- ・ **活動内容（主な所掌業務）**

- ①地方再犯防止推進計画に関する事項
- ②地域再犯防止推進モデル事業に関する事項
- ③矯正施設所在自治体会議（地域部会含む）に関する事項
- ④その他地方公共団体との連携に関する事項
- ⑤民間団体との連携に関する事項
- ⑥再犯防止に係る広報・啓発活動に関する事項

更生支援企画課の業務紹介

「きょうせいだより」の発行

KYOUSEI DAYORI -きょうせいだより- No.36 R7.4

矯正を知ろう！再犯防止をもっと身近に！

CONTENTS

- ・お知らせ：矯正管区の名称変更・矯正行政のミッション・ビジョン
- ・更生支援企画課の昨年度の取組
- ・矯正職員の思い
- ・検証！再犯の現状を知る



きょうせいだよりってなに？

本誌は、地方公共団体や民間団体の皆さまに、法務省の再犯防止の取組や矯正施設のことなどを知ってもらいたいという思いを込めて配信するお便りです。日々の業務の合間に手に取ってご覧いただき、私たち矯正のことを少しでも身近な存在として感じていただくと幸いです。



お知らせ

令和7年4月1日より、これまで慣れ親しんだ「福岡矯正管区」から「九州矯正管区」に名称が変わりました。更生支援企画課の業務内容や電話番号、メールアドレスなどの連絡先は変更ありませんので、今後とも九州矯正管区 更生支援企画課をよろしくお願いいたします。

私たちの使命（ミッション）

「更生を信じる力で、もっと安全で豊かな社会を」

20年後に目指す姿（ビジョン）

「罪と向き合い、社会とつながる場所」

私たちの行動規範（バリュー）

- 1 犯罪被害者等の声に耳を傾け、犯罪や非行をした人の過去にも目を向け、真摯な反省と更生に向けた思いや行動が生まれるよう、対話を重ねます。
- 2 安全を守り、回復と更生を支援する対人援助職として、公平・公正に振る舞い、自らの責任を果たし、社会とつながりながら、創意工夫を重ねます。失敗を教訓と捉え、困難な課題にも挑戦していきます。
- 3 多様な価値観を受け入れ、それぞれの強みが発揮されるよう助け合い、共に成長し、共に歩みます。

法務省YouTubeチャンネルでPR動画を公開中！



矯正行政のミッション

矯正行政の ミッション・ビジョン・バリュー

令和7年2月、「矯正行政のミッション・ビジョン・バリュー」が決定されました。これは、社会の皆様への約束とお願いです。これからは、私たち矯正職員がこれからの社会の中での役割を果たしていくための取組の基礎を定めるものとして、一般職・元受刑者・少年院生・矯正施設職員など、対する意見など延べ1500名に及ぶ方々から、新たな矯正行政の指針として集約されたものです。

（出典：令和6年版再犯防止推進白書）

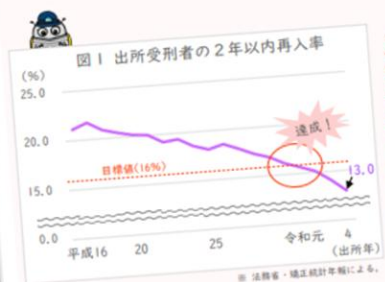
検証！

再犯の現状を知る

これまでの経緯

- 平成28年12月
再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が成立（令和2年度末まで）
- 平成29年12月
第一次の「再犯防止推進計画」閣議決定（計画期間：平成30年度から令和4年度末まで）
- 令和5年3月
第二次「再犯防止推進計画」による取組を検証して整理するため、出所受刑者の3年以内再入率や成果指標として追加されました。指標についての統計データや満期釈放者と仮釈放者別の数値は、再犯防止推進白書に掲載されていますので、詳細は再犯防止推進白書をご覧ください。

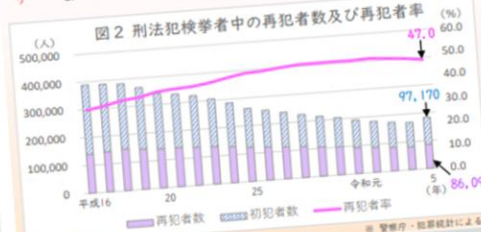
平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立した後の再犯防止の主な流れを振り返り、再犯の現状について簡単に紹介します。



再犯の現状

刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、平成19年以降毎年減少していましたが、令和5年は17年ぶりに増加しています。

また、刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、平成9年以降上昇傾向でしたが、令和3年からは減少に転じました。令和4年は47.9％、令和5年は47.0％と高止まりの状況です（図2）。



質問やご意見、取り上げてほしい事項などありましたら、当課までお気軽にご連絡ください。

お問合せ先

九州矯正管区 更生支援企画課 福岡市東区若宮5丁目3番53号
TEL:092-661-1143（直通）FAX:092-663-1001
MAIL:1.fukuokakyousei.9j@i.moj.go.jp



▶ 更生支援企画課の業務紹介



令和7年度 福岡・大分ブロック ワークショップ型施設参観

■開催日時 令和7年7月10日(木) 13:30~16:30

■開催場所 福岡少年院
(福岡市南区老司4-20-1)

■開催内容

- ・矯正施設について
- ・福岡少年院見学
- ・ワークショップ

■参加条件 なし(無料)

※対象年齢はおおむね15歳以上としております。

地域とともに、
施設とともに。

受刑者等が戻っていく地域社会のために
矯正施設(*)ができることを、
地域をよく知る皆様と一緒に考えたい。

*矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所のことです。



お気軽に
ご参加ください!

コウセイテントウ シエンテントウ

法務省九州矯正管区 更生支援企画課

〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 ☎092-661-1143 (安楽)

【ワークショップ型施設参観】

👉	6月	長崎刑務所	56名
👉	7月	福岡少年院	96名

地域連携セミナー

～若者に焦点を当てた支援～

令和7年8月6日(水)14:00~16:15

- 矯正からの行政説明
九州矯正管区 更生支援企画課長
福岡少年鑑別所 地域非行防止調整官
福岡少年院 首席専門官
- 講話「少年犯罪の背景」
不登校を考える親の会「ほっとケーキ」
代表 山口 由美子 氏
- 質疑応答・意見交換

講師紹介 — 山口 由美子 氏



平成12年(2000年)に発生した西鉄高速バスジャック事件に遭遇し、犯人の少年から全身10か所以上も斬りつけられ、重傷を負わされたにもかかわらず、このような少年を作らないためにと、佐賀市内に不登校や引きこもりの子どもや親のためのサークルを設立し、少年(子ども)の居場所づくりの活動を続けられています。

平成18年(2006年)からは、佐賀少年刑務所内で入所者の初期教育としての講話をしています。

定員:50名(先着順) 参加費:無料

会場:法務省九州矯正管区 2階第一教室
(旧 福岡矯正管区)
(福岡市東区若宮5-3-53)

申込方法:裏面に記載

申込期限:令和7年7月25日(金)



※ 会場の外構工事の関係で駐車場はございません。
公共交通機関を利用されるか、会場周辺のコインパーキングをご利用願います。

お問い合わせ先 法務省九州矯正管区 更生支援企画課
TEL 092-661-1143 / FAX 092-663-1001

【地域連携セミナー】

👉 九州矯正管区 137名

御清聴ありがとうございました。

